

良書紹介！

1日1話、読めば心が熱くなる365人の仕事の教科書

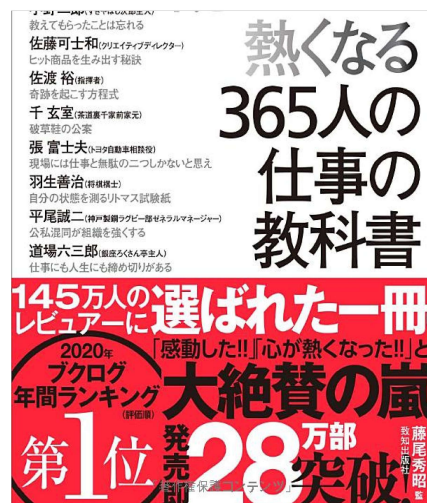
今年の初めにスタッフ全員に渡して

みんなで毎日読んできました

とても良い本です。

今年のお歳暮に使おうと計画中

きしゅう会計 名倉



相 続 か わ ら 版 Vol.5 2022.12 December

知らなかったでは遅い！ 揉めない相続の知恵 税制改正大綱 2023年度 贈与税

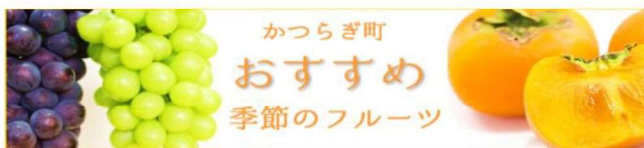
マコちゃん



今だけ！ 当たるチャンスは最大10回！ キャンペーン実施中！

和歌山県かつらぎ町の【フルーツ王国かつらぎ町】おすすめ季節のフルーツ

【フルーツ王国かつらぎ町】おすすめ季節のフルーツ



かつらぎ町
おすすめ
季節のフルーツ

モコちゃん



1年中季節のフルーツが収穫できるかつらぎ町は「フルーツ王国」と呼ばれています。和歌山の太陽の恵みをたくさん受けて育ったフルーツは、笑顔になるおいしさ！季節ごとのおすすめのフルーツをご紹介します。

【かつらぎフルーツ王国振興公社】

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160番地
(かつらぎ町役場内) TEL・FAX 0736-22-8363

かつらぎフルーツ王国
ふるさと納税
QRコード→



税理士法人きしゅう会計

〒644-0002 和歌山県御坊市園208-4 TEL:0738-22-0463



事務所HP

www.kishu-kaikei.com



事務所通信

www.kishu-kaikei.com
/page_003.html

税制改正大綱 2023年度贈与税

気がつけば、師走。この仕事をしていれば、年末調整、確定申告で季節の変わり目を感じます。12月は税制改正大綱が公表されます。現状の問題点を是正するため毎年税制改正がなされる訳です。税制改正大綱の中身をみれば、今後国がどこに進もうとしているかが分かります。

今回は2023年度税制改正大綱の中から、贈与税の改正についてお話します。初めに贈与についての基礎知識です。贈与税は贈与税法という法律はなく、相続税法の中に規定されています。それは相続の際に一定の財産があれば相続税が課税されるので、贈与に税金が掛からないとすれば、相続前にほとんどの人が贈与するでしょう。贈与税は、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。前述の生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐという意味で、相続税を補完する役割を果たしています。今回の税制改正大綱で贈与税の縛りが強化されました。「3年縛り」から「7年縛り」への変更です。相続税対策としての生前贈与が若干使いにくくなります。「3年縛り」というのは相続が発生し相続税を計算する際に亡くなる3年前までの贈与については相続財産に加えるというルールです。それを7年前までに延ばしたので、贈与には110万円の基礎控除（110万円までの贈与なら税金ゼロ）があるため、毎年110万円の贈与で相続税対策をされている方が多いのですが、その効果がでるのが7年後からということになる訳です。厳しいなる改正ですが、相続税は100人亡くなってかかるケースが8人くらい。



今回は2023年度税制改正大綱の中から、贈与税の改正についてお話します。初めに

多数から指示される改正かも知れません。この改正は2024年1月1日からの贈与に適用される予定です。2023年12月31日までの贈与は改正後も3年縛りのままです。ちなみに他の国は生前贈与にどのくらいの縛りがあるかというと、ドイツ10年、フランス15年と長く、日本の3年縛りは諸外国と比較しても少し緩いようです。ただし抜け道は残っていて、この贈与の相続時加算の縛りは相続人に対するものだけなので、例えば孫への贈与については加算されません。ただし、贈与は「あげます」



「もらいます」の2つ意思表示が揃って初めて成立しますので、子や孫に内緒で親がしている預金（名義預金）についてはそもそも贈与自体が成立していないと調査で指摘されるケースも多いことを頭に入れておく必要があります。高校生や大学生のご子息に面と向かって「100万円あげる」なんて実際はなかなかできません（だって無駄使いされちゃいますからね 笑）。しかし、もらった側が自由に使える状態になって初めて贈与が成立していると言えるのです。ご注意ください！

<名倉近況報告>

最近、今時の事業をされているクライアントが増えてきてます。E-Bayを使った海外輸出。海外輸出は売上に掛かる消費税がゼロ税率の課税売上。商品を国内で仕入れている場合、消費税が大きく還付になります。その事業主さん「消費税の還付を早期に受けたいので課税期間の短縮申請したいのですが」と言って来られました。最近なんでもユーチューブで勉強されるのでこっちもうかうかできません。

また久しぶりにノマドのM君の話題ですが、今度は彼、3Dプリンターでメーカーを始めたとのこと。自分の趣味の世界、ニッチなスポーツの海外製しか手に入らないニッチな部品の製造販売。ネット売りなのでいつか真似られるからと、誰も気づかれない内にブランド化するんだと、商標登録申請中。みんな遅いんです。僕もちょっと会計事務所以外の展開をしていますが、ここでは内緒。ではまた！

いつもありがとうございます！きしゅう会計 名倉



税務労務情報を掲載の
事務所通信12月号は
こちらのQRコードからご覧ください⇒

